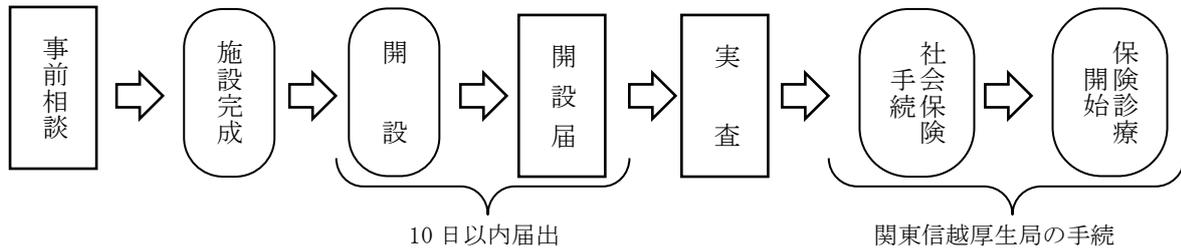


診療所・歯科診療所の新規開設について(個人開設)

◆ 新規開設手続の流れ (□が保健所での手続きです。)



- ・事前相談には、開設スケジュール(見込み)、平面図、提出書類等で準備可能なものをお持ちください。
- ・開設スケジュールは、関東信越厚生局(03-6692-5119)の社会保険手続等も考慮の上、御準備ください。
- ・開設届の手続は、開設後の手続です。開設後10日以内に手続をしてください。実査後に副本をお渡しします。

◆ 診療所開設届 届出書類等 (開設後、10日以内に届け出てください。)

| 提出書類等 | 記載・添付上の注意 |
|---------------------------------------|---|
| ① 診療所(歯科診療所)開設届 | 診療所名は、近隣の診療所と類似しないよう、御注意ください。 診療所と歯科診療所では様式が異なります。 |
| ② 管理者の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し | 臨床研修等修了登録証は、H16.4(歯科はH18.4)以降に免許取得の方写し各2部(原本確認のため、写しと別に原本も御持参ください。) |
| ③ 管理者の職歴書 | 現住所、電話番号、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴を記載してください。 職歴は、就職・退職を明確に記載し、最後の行は「〇〇診療所(今回開設した診療所)の管理者となる。」で終わるようにしてください。 |
| ④ 診療に従事する医師、歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し | 臨床研修等修了登録証は、H16.4(歯科はH18.4)以降に免許取得の方原本提示又は写し各2部(写しの場合は、開設者の原本照合をお願いします。) |
| ⑤ 業務に従事する医療従事者の免許証の写し | 原本提示又は写し各2部(写しの場合は、開設者の原本照合をお願いします。) |
| ⑥ 土地及び建物の登記事項証明書 | 原本+写し1部 履歴事項全部証明でも可。発行後6ヶ月以内のものを添付してください。 |
| ⑦ 土地及び建物賃貸借契約書(賃貸の場合のみ) | 写し2部(原本確認のため、写しと別に原本も御持参ください。) ※転貸による契約の場合は、所有者の承諾書を併せて添付 |
| ⑧ 敷地平面図 | 地番がわかるもの(例)公図 ビルの一室を使用する場合は、その階のフロア図も必要 |
| ⑨ 敷地周辺見取り図 | 道路と建物の位置関係の確認が分るもの(例)地積測量図 |
| ⑩ 建物の平面 | 各部屋の用途を明示してください。 |
| ⑪ エックス線診療室放射線防護図 | 平面図及び立面図、縮尺1/50以上、壁及び鉛の厚さを記入してください。 |
| ⑫ 案内図 | 最寄の公共交通機関等からの案内図 |

※ 開設届(①)及び添付書類(②~⑫)は、正副用に2部、御提出ください。

※ 申請書副本は、実査後にお渡しします。

◆ エックス線装置備付 提出書類等 (設置後、10日以内に届け出てください。)

| 提出書類等 | 記載・添付上の注意 |
|---------------------|--|
| ① 診療用エックス線装置備付届 | 管理者の印を押印してください。 |
| ② エックス線診療室の平面図及び側面図 | 縮尺1/50、標識・ランプ類の記載、その他詳細は、「①備付届」の注意事項を参照ください。 |
| ③ 漏洩放射線測定結果報告書(写) | 測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファントム、測定結果等(測定結果は、測定後6か月以内のもの) |

診療所・歯科診療所の新規開設（構造設備）について （個人・法人とも）

◆ 構造設備について（記載内容は無床診療所の基準です。有床診療所については、お問い合わせください。）

- 院内掲示義務（法第14条の2）
次に掲げる事項を当該診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。
①管理者氏名、②診療に従事する医師又は歯科医師の氏名、③医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
- 清潔保持義務（法第20条）
清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。
- 消防設備等（施行規則第16条第1項第16号）
消火用の機械又は器具を備えること。

※ 医療法施行規則第16条に規定する構造設備基準の他、下記の主な指導基準に御留意ください。

主な指導基準

| 項目 | 主な内容 |
|--------------|--|
| 建物の構造概要及び平面図 | <p>(1) 診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に明確に区画されていること。 例) ① 診療所と居宅が併設されている場合 診療所と居宅の出入り口がそれぞれ別であり、廊下等を共用することなく明確に区画されていること。 ② 2階以上の建物で診療所と他の事務所が併設されている場合 診療所と事務所の出入り口がそれぞれ別であり、かつ診療所と事務所がそれぞれ別に専用階段が設けられているなど、明確に区画されていること。 ③ 雑居ビルなどの場合 ビルの階段、廊下等と診療所が明確に区画されていること。 他の施設との区画は、原則として天井まで仕切りがあること。</p> <p>(2) 医療機関の各施設は、原則として構造上の一体性を保つこと。 例) 雑居ビル等の数階にわたって開設される場合 フロア間で同一の管理者による管理及び患者等の往来に支障をきたさないこと並びにフロア間の機能を十分考慮した上で、利用する患者の往来の頻度や病態等を勘案し、衛生面や保安面などで医療の安全性が十分に確保されていること</p> <p>(3) 内部構造は原則として必要な各室が独立していること。 例) 廊下と診察室の区画が判然としない構造は不相当</p> <p>(4) 各室用途が明示されていること。</p> |
| 診察室 | <p>(1) 1室で多くの診療科を担当することは好ましくない。 (2) 小児科については、単独の診察室を設けることが望ましい。 (3) 他の室と明確に区画されていること。診察室が他の室への通路となるような構造でないこと。 (4) 診察室と処置室を兼用する場合は、処置室として使用する部分をカーテン等で区画する事が望ましい。 (5) 診察室は、医師1人につき一室が望ましい。 (6) 給水設備がある事が望ましい。</p> |
| 診察室等面積標準 | <p>・診察室 9.9㎡以上 ・手術室 9.9㎡以上 ・歯科治療室 1セット当たり6.3㎡以上、2セット以上は1セットにつき5.4㎡以上 ・調剤所 6.6㎡以上 ・待合室 3.3㎡以上 ・歯科技工室 6.6㎡以上</p> |
| 歯科治療室 | <p>(1) 他の室と明確に区画されていること。 歯科治療室が他の室への通路となるような構造でないこと。</p> |
| 歯科技工室 | <p>(1) 防じん設備その他必要な設備（防火設備、消火用機械・器具等）を設けること。 (2) その他構造設備については、保健所へ確認すること。 (3) 診療所の患者以外の者のためにも歯科技工が行われる場合には、歯科技工所として届出が必要であり、診療所と機能的・構造的に（外形上明白に）区分されていること。</p> |
| 検査室 | <p>(1) 臨床検査室は、他の室と明確に区画されていること。 (2) 血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。</p> |
| その他 | <p>手術室・準備室、分娩室・新生児入浴施設、エックス線・診療室、調剤所（院内処方）等は、保健所へお問い合わせ下さい。</p> |
| 建築確認について | <p>新築物件での開設許可（届出）は、医療法施行規則第16条第2項の構造設備基準を満たしている事を確認する為、建築確認の後に行うこと。</p> |

※ 上記は主な東京都の指導基準です。構造設備によっては、この他による場合がありますので、事前相談時に図面を御持参ください。

※ エックス線装置は、構造設備の他、装置により基準が異なります。事前相談時に図面及び装置の概要が分かる資料を御持参ください。